

鎌倉市工事監督要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鎌倉市建設工事施行取扱規程(昭和38年12月庁達第11号。以下「施行取扱規程」という。)第15条第2項の規定に基づき、本市が発注する建設工事(以下「工事」という。)の適正な履行を確保するため、法令その他関係規定等に定めるもののほか工事の監督について必要な事項を定めるものとする。

(監督の体制及び任命)

第2条 監督職員は、総括監督員、主任監督員、監督員により構成する。

2 総括監督員は、施行取扱規程第7条第2項に規定する各部の工事担当の課長(以下「工事担当課長」という。)をもって充てる。

3 主任監督員は、工事担当課の課長補佐又は担当係長のうちから当該工事担当課長が当該工事ごとに任命する。

4 監督員は、工事担当課の技術職員(前2項に規定する職員を除く。)のうちから当該工事担当課長が当該工事ごとに任命する。

5 前2項の規定にかかわらず、必要に応じ、工事担当課長は総括監督員とともに主任監督員及び監督員の職又はそのいずれかを、主任監督員は監督員の職を兼ねることができる。

(監督職員の業務)

第3条 総括監督員は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 関連する複数の工事に係る工程等の調整のうち特に重要なもの

(2) 工事の施工に係る工事受注者又は受託者(以下「受注者等」という。)に対する指示等のうち特に重要なもの

(3) 主任監督員及び監督員の指揮監督

2 主任監督員は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 関連する複数の工事に係る工程等の調整のうち重要なもの

(2) 工事の施工に係る受注者等に対する指示等のうち重要なもの

(3) 監督員の指揮監督

(4) その他総括監督員から指示された事項

3 監督員は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 関連する複数の工事に係る工程等の調整のうち軽易なもの

(2) 工事の施工に係る受注者等に対する指示等のうち軽易なもの

(3) その他総括監督員及び主任監督員から指示された事項

(監督の基準)

第4条 工事の監督は、設計図書(図面、仕様書、現場説明書及び質問回答書をいう。以下同じ。)、工事請負契約書(約款を含む。以下同じ。)その他工事関係書類に基づき、立会い、指示その他の方法により公正かつ適確に行わなければならない。

(監督職員の通知)

第5条 工事担当課長は、第2条に規定する監督職員を定めたときは、その旨を契約検査課の課長等に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

(監督職員の引継ぎ)

第6条 工事の途中において監督職員に変更があったときは、当該職員は速やかに当該工事に関する事項を後任者又は指示された職員に引き継がなければならない。

(工事の施行状況の報告)

第7条 監督員は、設計図書に定めるところにより受注者等から工事の施工状況について報告を受け、その内容に疑義が生じたときは、主任監督員を経由して総括監督員に報告し、指示を受けなければならない。

2 監督職員は、工事の施工状況について、設計図書に基づき写真その他の方法により受注者等に記録させなければならない。

(現場状況の把握)

第8条 監督職員は、第3条に規定する業務の 処理を適切に行うため、工事現場等の状況を適確に把握しなければならない。

(工事の進捗状況の把握)

第9条 監督職員は、常に工事の進捗状況を把握し、受注者等を適切に指導しなければならない。

2 監督員は、受注者等から提出された工程表と工事の進捗状況とを対比し、工事が遅延するおそれがあるときは、主任監督員を経由して総括監督員に報告し、指示を受けなければならない。

(詳細図及び承諾図等)

第10条 監督職員は、設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等を作成して受注者等に交付し、又は受注者等が作成した詳細図等を審査しなければならない。

2 監督職員は、設計図書に基づき、受注者等から使用材料又は使用機器等の承諾図等の提出があったときは、これを審査しなければならない。

(現場代理人等との協議等)

第11条 監督職員は、現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者(以下「現場代理人等」という。)と協議等(設計図書の変更を伴うものを除く。)を行ったときは、その内容を記録しなければならない。

2 総括監督員は、前項の協議等の結果について現場代理人等がその内容に従わないと認めるとき、又は自ら必要と認めるときは、現場代理人等に対して指示をしなければならない。

(現場代理人等の監理)

第12条 監督員は、現場代理人等又は下請負人、労働者等が工事の施工又は管理について著しく不相当と認められる場合は、主任監督員を経由して総括監督員に報告し、指示を受けなければならない。

(工事材料等の検査)

第13条 監督職員は、設計図書において検査を受けて使用すべきものと指定した工事材料又は

工事材料のうち調合を要するもの及び見本について受注者等から検査(確認を含む。以下本条において同じ。)の請求があったときは、請求を受けた日から7日以内に検査を行わなければならない。

- 2 監督職員は、前項の検査を行ったときは、受注者等に対し、仕分けその他の標示方法により、検査未済、合格又は不合格とに明確に区別させ、不合格品については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場から搬出させなければならない。
- 3 監督員は、第1項の検査を行ったときは、主任監督員を経由して総括監督員に報告しなければならない。

(立会い)

第14条 監督職員は、設計図書において立会いを受けて施工すべきものと指定した工事及び水中、地中その他工事の完成後外部から検査することができない工事の施工について受注者等から立会いの請求があったときは、請求を受けた日から7日以内に立ち会わなければならない。

(支給材料の取扱い)

第15条 監督員は、設計図書において指定した工事材料を引き渡したときは、引き渡した日から7日以内に受領書その他の方法により確認し、その内容に疑義が生じたときは、主任監督員を経由して総括監督員に報告し、指示を受けなければならない。

(改造の請求)

第16条 監督員は、工事の施工が設計図書に適合しないと認めたときは、主任監督員を経由して総括監督員に報告しなければならない。

- 2 総括監督員は、前項の報告を受け、必要と認めたときは、受注者等に対して改造の請求をしなければならない。

(破壊等による検査)

第17条 監督職員は、受注者等が第13条第1項及び第14条による検査及び立会いを請求しないで工事を施工し、かつ、写真その他の方法による記録により当該施工の適否を確認することが困難な場合は、必要に応じて破壊等の方法により検査をすることができる。

(設計図書の疑義)

第18条 監督職員は、工事の施工に当たり次の各号のいずれかに該当する事実を発見したとき又はこれらについて受注者等から確認の請求があったときは、受注者等立会いの上直ちに確認しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の確認の結果、設計図書の訂正又は変更を行う必要があるときは、主任監督員を経由して総括監督員に報告し、指示を受けなければならない。

(書類等の整備)

第 19 条 監督職員は、次に掲げる書類等を整備しておくものとする。

- (1) 設計図書
- (2) 施工計画書
- (3) 施工体制台帳及び施工体系図の写し（下請負業者との契約書の写しを含む。）
- (4) 工程表（計画及び実施等を含む。）
- (5) 工事着手及び現場代理人等届（変更届を含む。）の写し
- (6) 工事履行報告書
- (7) 工事打合簿
- (8) 指示書
- (9) 工事材料等検査簿
- (10) 工事写真
- (11) その他工事に関する書類

(工期の延長)

第 20 条 監督員は、天候の不良、関連工事の調整への協力その他受注者等の責に帰することができない事由により工期の延長の請求があったときは、主任監督員を経由して総括監督員に報告し、指示を受けなければならない。

(工事の中止)

第 21 条 監督員は、工事の全部又は一部の施工を中止する必要があると認めたときは、主任監督員を経由して総括監督員に報告し、指示を受けなければならない。

(臨機の措置)

第 22 条 監督員は、災害防止その他工事施工上、受注者等に臨機の措置をとらせる必要があるときは、主任監督員を経由して総括監督員に報告しなければならない。

2 総括監督員は、前項の報告を受け、必要と認めたときは、受注者等に対して臨機の措置を請求しなければならない。

3 監督員は、第 1 項に規定するほか、受注者等から災害防止その他施工上やむを得ず独断でとった措置について報告を受けたときは、主任監督員を経由して総括監督員に報告しなければならない。

(工事目的物等の損害)

第 23 条 監督員は、第 29 条に規定する工事目的物の引渡し前に、当該工事目的物若しくは工事材料その他の工事の施工に関し、損害が生じたこと又は工事の施工に伴い第三者に損害が生じたことを確認したときは、主任監督員を経由して総括監督員に報告し、指示を受けなければならない。

ならない。

(不可抗力による損害)

第 24 条 監督員は、天災等の不可抗力により工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済の工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じ、受注者等からその状況について通知を受けたときは、直ちに調査を行い、主任監督員を経由して総括監督員に報告し、指示を受けなければならない。

(建設副産物の処理)

第 25 条 監督職員は、設計図書に基づき、工事の施工に副次的に得られる物品について、受注者等から当該調書等の提出があったときは、これを確認しなければならない。

(工事完成の確認)

第 26 条 監督職員は、受注者等が工事の全部又は一部の完成をしたときは、速やかに現場を確認しなければならない。この場合において、工事未完成部分又は修補すべき部分を発見したときは、受注者等に対してこれらを是正するよう指示しなければならない。

2 主任監督員及び監督員は、前項の確認(工事未完成部分又は修補すべき部分の是正の確認を含む。)を完了し、受注者等から工事の全部又は一部の完成の届出があったときは、別に定める評定基準により当該工事に係る成績書を作成し、工事請負契約書、設計図書及び受注者等から提出のあった工事関係書類を添えて工事担当課長の確認を受けなければならない。

3 工事担当課長は、前項の確認をしたときは、同項の書類を契約検査課の課長等に送付しなければならない。

(検査の立会い)

第 27 条 監督職員は、別に定める検査員が実施する検査のうち、しゅん功、一部完成、中間技術及び手直し検査を行うときは、これに立ち会わなければならない。

2 監督職員は、前項において検査員から施工状況について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(手直しの処理)

第 28 条 監督職員は、前条の検査の結果、請負者に対して工事の手直しの指示が検査員からあったときは、当該手直しについて監督しなければならない。

2 監督員は、前項の手直しが完了し、受注者等から工事手直完了届出書の提出(検査員が前項の手直しについて口頭で行ったときを除く。以下同じ。)があったときは、これを確認(現場の確認を含む。)し、主任監督員を経由して工事担当課長に報告しなければならない。

3 工事担当課長は、前項の報告を受けたときは、同項に規定する工事手直完了届出書を契約検査課の課長等に提出しなければならない。

(工事目的物の引渡し)

第 29 条 監督職員は、第 27 条第 1 項に規定する検査のうち、しゅん功検査又は一部完成検査に合格した後、受注者等が工事目的物の引渡しを申し出たときは、これを受け付けるものとする。

(工事目的物の部分使用)

第 30 条 監督職員は、前条に規定する工事目的物の引渡し前に当該工事目的物の全部又は一部を使用するに当たって承諾を得たときは、当該

工事目的物の使用前に検査を行わなければならない。この場合において、修補すべき部分を発見したときは、受注者等に対してこれらを是正するよう指示しなければならない。

2 監督員は、前項の検査（工事未完成部分又は修補すべき部分の是正の確認を含む。）を行ったときは、主任監督員を経由して総括監督員に報告しなければならない。

(手続きの省略)

第 31 条 特殊な工事若しくは設計金額が 130 万円未満又は緊急を要する工事については、この要領の一部を省略することができる。

(準用)

第 32 条 前条（第 26 条第 2 項の規定による成績書の作成を除く。）までの規定は、工事に附属して行う測量、設計、監理その他調査業務（以下「委託業務」という。）について準用する。この場合において、規定中「監督職員」とあるものは「調査職員」と、「総括監督員」とあるものは「総括調査員」と、「主任監督員」とあるものは「主任調査員」と、「監督員」とあるものは「調査員」と、「現場代理人」とあるものは「管理技術者」と、「しゅん功」とあるものは「委託業務完了」と、「一部完成」とあるものは「委託業務一部完了」と、第 31 条中「特殊な工事若しくは設計金額が 130 万円未満又は緊急を要する工事」とあるものは「緊急を要する委託業務」と読み替えるものとする。

(その他の事項)

第 33 条 この要領に定めるもののほか、監督に必要な事項は別に定めるものとする。

付 則

この要領は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

付 則（平成 21 年 3 月 31 日）

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

改正後の第 32 条の規定は、この要領の施行の日以後に契約を締結する工事から適用し、同日前に契約を締結した工事については、なお従前の例による。

付 則（平成 29 年 2 月 6 日）

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。